

# 肩掛け草刈機の 使用中の**事故**に ご注意ください！



☆消費者庁HPでも  
詳しく紹介されて  
います♪



## 服装など

作業時は長袖・長ズボンを着用し、ゴーグルやヘルメットなどの防具を装着しましょう。

## 地面の異物除去

作業前に、小石などの異物を取り除き、周囲（15m以内）に人がいないことを確認しましょう。

## パーティション等の使用

飛び石の防護のため、**必ず使用してください**

(イラストはイメージです)。

※パーティション等を使用せず事故が発生した場合、市民活動保険の補償の対象となりません。



## 作業は複数人で！

除草作業者のほか、

- ・飛び石を防護する人
  - ・周囲の安全確保をする人
- などを配置し、役割分担して作業しましょう。



## 刈刃に異物が絡んだら

必ずエンジンを停止させた状態で、取り除きましょう。

## 危険！キックバック

刈刃が障害物に接触した際に弾かれて起きるキックバック（刈刃の跳ね返り）に注意しましょう。

## 器具の使い分け

足場の悪い場所や急傾斜地、車や建物との距離が近い場所での作業時は、鎌などの使用を検討しましょう。



事故が起きてしまったときは、どうする？  
（裏面へ続く）



# 事故が起きてしまったときは・・・

弘前市では、市民の皆さんが安心してまちづくり活動を行えるよう、町会活動やボランティア活動などの市民活動中のけがや事故を対象とする「**市民活動保険制度**」を実施しています。

**事前申し込み不要**です。

事故が起きたときに、下記担当までご相談ください。

※活動の性質や事故状況などから総合的に判断し、保険適用の可否を決定します。場合によっては、補償の対象とならないことがありますので、予めご了承ください。

また、「乗用草刈機」を使用しての事故は対象となりませんので、ご注意ください。

対象となる活動事例などは、市HPからご確認ください👉



## 現場の**写真撮影**をお忘れなく！

対物事故（飛び石が車にあたって損傷させた場合など）のときは、修理前に必ず事故の状況がわかる写真を撮影してください。



【市民活動保険 担当】

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

TEL：0172-40-7108（直通）